

監査指導課

監 査 指 導 課 業 務 概 要

平成16年4月の組織変更により、監査指導課が設置された。

県の本庁や支庁で行っていた社会福祉法人及び社会福祉施設等（以下「社会福祉法人等という。」）の指導監査業務が、県内5か所（習志野・松戸・印旛・山武・君津）の健康福祉センターに移管された。

なお、習志野健康福祉センターにおける平成23年度の社会福祉法人等の指導監査実施状況については、別表のとおりであった。

1 指導監査業務の概要

- （１）社会福祉事業を実施する社会福祉法人（一部財団法人を含む）の運営管理及び会計管理の指導監査
- （２）保育所、特別養護老人ホーム、障害者更生施設、精神障害者社会復帰施設等の社会福祉事業を実施する施設の運営管理及び入所者処遇についての指導監査
- （３）指定障害福祉サービス事業所及び介護保険指定事業所の実地指導
（営利法人が運営する介護サービス事業所を除く）
- （４）認可外保育施設の立入調査
- （５）有料老人ホームの立入検査
- （６）介護老人保健施設の実地指導

2 所管する区域

- （１）習志野健康福祉センター管内
習志野市、八千代市、鎌ケ谷市
- （２）市川健康福祉センター管内
市川市、浦安市
- （３）政令市保健所、中核市保健所管内

以下の社会福祉法人等については、当センターが所管する。

①社会福祉法人及び社会福祉施設

千葉市及び船橋市に本部が所在する法人について、法人の運営する施設が当該市以外にも存在する場合は、法人指導監査を当センターが担当し、当該市内にある施設の指導監査を市が担当することになる。また、千葉県、千葉市及び船橋市が設置する施設並びに船橋市に所在する母子生活支援施設及び保育所を除く児童福祉施設については当センターが所管する。日程等については、当センター及び市が連携して実施する。

②千葉市及び船橋市に所在する有料老人ホーム

③千葉市に所在する介護老人保健施設を除く介護保険事業所

④船橋市に所在する障害福祉サービス事業所及び介護保険事業所

3 指導監査対象

- ①法人及び施設の運営管理
- ②入所者の処遇
- ③会計（法人）
- ④介護報酬及び自立支援給付の請求事務

4 指導監査等の実施状況

社会福祉法人等の指導監査は、県の社会福祉法人等指導監査要綱及び国の法定受託事務に関する法人監査の処理基準、自治事務に関する指導指針に基づき、社会福祉法人等の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、計画的に実施している。

法人に対する主な指摘事項は、登記事項の状況、苦情解決の状況、財産管理及び予算の執行状況に関する事項である。

社会福祉施設の主な指摘事項は、労働基準法上の届出等、災害防止対策の状況、衛生管理の状況及び財務管理の状況に関する事項である。

認可外保育施設及び有料老人ホームの主な指摘事項は、構造設備に関する事項である。

指定障害福祉サービス事業所及び介護保険指定事業所の主な指摘事項は、国の基準に定める人員の配置、サービス計画の作成及び介護報酬の算定に関する事項である。

5 具体的な指摘事項等

社会福祉法人等の指導監査において、定款及び役員（理事・評議員）関係の主な指摘事項は、定款の不備又は実態と乖離、定款変更の申請又は届出の遅延、役員の選任及び手続が不適切、役員の欠員補充が遅延である。会計管理の状況では、経理規程の未整備又は実態と乖離、経理事務処理が不十分、決算関係書類が不適切である。

社会福祉施設等の指導監査での主な指摘事項は、職員配置が基準を満たしていない、介護報酬等の請求が不適切、災害防止対策が不十分、事故防止・体罰虐待・身体拘束等の取組が不十分又は不適切、苦情解決体制が未整備、感染症予防対策が不十分等である。

別表

社会福祉法人等監査実施状況報告書

センター名：習志野健康福祉センター

平成23年4月～平成24年3月分

1 社会福祉法人等の監査（指導）状況

区分 種別		計画			実施		
		法人数	計画数	計画率	実施数	うち、実地 監査・指導	実施率
		A	B	B/A	D		D/B
社会福祉法人		83	83	100.0	82	82	98.8
1 社会福祉協議会		6	6	100.0	6	6	100.0
2 施設を運営するもの		74	74	100.0	73	73	98.6
内 訳	第一種経営	34	34	100.0	34	34	100.0
	第二種経営	40	49	100.0	39	39	97.5
3 施設を運営しないもの		3	3	100.0	3	3	100.0
公益法人		4	4	100.0	4	4	100.0
1 施設を運営するもの		4	4	100.0	4	4	100.0
内 訳	第一種経営			-			-
	第二種経営	4	4	100.0	4	4	100.0
児童福祉行政(市町村)		5	5	100.0	5	5	100.0
計		92	92	100.0	91	91	98.9

※第一種経営とは、主として第一種社会福祉事業を運営するもの。

第二種経営とは、主として第二種社会福祉事業を運営するもの。

2 社会福祉施設等の監査（指導）状況

区分 種別		計画			実施			
		施設等数	計画数	計画率	実施数	うち、実地 監査・指導	実施率	
		A	B	B/A	D		D/B	
社会福祉施設	救護施設	1	1	100.0	1	1	1.0	
	老人福祉施設	42	42	100.0	42	42	100.0	
	身体障害者更生援護施設			-			-	
	知的障害者援護施設	5	5	100.0	5	5	100.0	
	児童福祉施設	134	134	100.0	134	105	100.0	
	内訳	障害児施設	11	11	100.0	11	11	100.0
		児童自立支援施設	1	1	100.0	1	1	100.0
		乳児院	2	2	100.0	2	2	100.0
		児童養護施設	1	1	100.0	1	1	100.0
		母子生活支援施設	2	2	100.0	2	2	100.0
		保育所	117	117	100.0	117	88	100.0
	婦人保護施設			-			-	
精神障害者復帰施設	2	2	100.0	2	2	100.0		
認可外保育施設		68	67	98.5	62	62	92.5	
有料老人ホーム		132	60	45.5	60	60	100.0	
介護保険指定事業所		1,376	233	16.9	216	216	92.7	
障害者福祉サービス事業者		500	123	24.6	121	121	98.4	
計		2,261	668	29.5	644	615	96.4	
合 計		2,353	760	130	735	706	96.7	